

# 事務事業チェックシート

事務事業No

事業名

[事業基本情報]

1056

不妊治療対策事業

[長期総合計画]

分野別目標	4	誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
政策	7	健康で元気に暮らせる環境づくり
施策	1	健康づくりの推進
取組方針	3	母子保健事業の充実

事業区分(1)	事業経費	○	管理経費	
	その他			
事業区分(2)	自治事務	○	法定受託事務	
	その他			
会計・ 予算区分	会計		一般会計	
	款		衛生費	
	項		保健衛生費	
	目		母子衛生費	
	大事業		母子衛生事業	
	中事業		不妊治療対策事業	

事業種別	継続		関連個別計画	
事業年度	無し	～	無し	担当課・担当課長・Tel
事業実施の根拠法令	和歌山市特定不妊治療費の助成に関する規則等		関連課	地域保健課 上中 英人 488-5120

## 1 事業内容

事業目的	(「誰・何」をどういう状態にするための事業か)		全体事業概要		
	不妊症等により子どもをもつことをあきらめることが無いよう、費用の一部を助成し不妊治療等を受けやす環境づくりを目的とする		不妊に悩む方の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療及び一般不妊治療に要する費用の一部を助成するとともに、不妊に関する相談業務も実施		
事業内容	平成31年度	令和02年度	令和03年度	令和04年度	令和05年度
	・特定不妊治療費等の助成(上限 30万円) ・一般不妊治療費及び不育症治療費の助成(上限 3万円) ・医師及び保健師による不妊相談	・特定不妊治療費等の助成(上限 30万円) ・一般不妊治療費及び不育症治療費の助成(上限 3万円) ・医師及び保健師による不妊相談	・特定不妊治療費等の助成(上限 30万円) ・一般不妊治療費及び不育症治療費の助成(上限 3万円) ・医師及び保健師による不妊相談	・特定不妊治療は保険適用に伴い、一部治療に対して助成(上限 30万円) ・一般不妊治療費及び不育症治療費の助成(上限 3万円) ・医師及び保健師による不妊相談	・特定不妊治療は保険適用に伴い、一部治療に対して助成(上限 30万円) ・一般不妊治療費及び不育症治療費の助成(上限 3万円) ・医師及び保健師による不妊相談

## 2 事業コスト

事業費等(千円)	平成31年度		令和02年度		令和03年度		令和04年度		令和05年度		
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	計画	決算	
事業費	84,550	79,723	77,564	83,989	7,020	141,997	38,142	0	38,142	0	
伸び率(%)	△9.3%	10.3%	△8.3%	5.4%	△90.9%	69.1%	443.3%	△100%	0%	0%	
人件費	正規職員	8,538	8,296	7,644	7,883	6,827	6,982	6,439	0	6,439	0
	正規職員以外	0	0	0	0	0	172	0	0	172	0
	小計	8,538	8,296	7,644	7,883	6,827	7,154	6,439	0	6,611	0
国庫支出金	33,020	33,020	30,551	35,690	0	111,467	30,427	0	30,427	0	
県支出金	3,855	3,144	3,480	2,687	3,510	3,653	3,795	0	3,795	0	
市債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源(税等)	47,675	43,559	43,533	45,612	3,510	26,877	3,920	0	3,920	0	
所要人数(人)	正規職員	1.06	1.03	0.96	0.99	0.88	0.90	0.83	0.00	0.83	0.00
	正規職員以外	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.09	0.00	0.00	0.09	0.00
主な予算内訳	一般不妊治療助成費7,020千円 等 令和3年度特定不妊治療の関係予算は繰越明許 141,680千円										

## 3 目標及び実績

活動指標	指標名	単位		平成31年度	令和02年度	令和03年度	令和04年度	令和05年度
				目標値	実績値	達成度(%)	目標値	実績値
相談件数		件	目標値					
			実績値	381	507	906		
			達成度(%)	0%	%	%	%	%
特定不妊治療申請件数		件	目標値	400	400	400	100	
			実績値	315	365	619		
			達成度(%)	78.7%	91.2%	154%	%	%
成果指標			目標値					
			実績値					
			達成度(%)					

#### 4 事業の評価

評価基準					
[妥当性]事業のニーズはあるか	○	増加している		横ばい	減少している
[妥当性]事業手段は妥当か	○	現行の手段でよい		一部見直しが必要	見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か	○	市が行うべき		他の主体との協働も可能	市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要があるか		急いで取り組む	○	中長期的に取り組む	緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか		できる	○	あまりできない	できない
[有効性]成果目標ほどの程度達成しているか		達成している (90%以上)	○	おおむね達成 (70~90%未満)	達成していない (70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度		重要かつ高い貢献度がある	○	一定の貢献度がある	貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか	○	できない		制約はあるが可能性はある	できる
[効率性]受益者負担の見直し		適正	○	負担は求められない	見直しが必要

#### 5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実				
	現状維持		○		
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	相談件数や治療費の申請件数が年々増加しており、ニーズが高まっていると考えられるため事業を継続することが妥当と思われる。
見直し・改善内容	平成30年度より、マイナンバー法の施行に伴い、申請に必要な添付書類の一部を省略し、制度利用者の利便性を高める。 令和3年1月1日より、特定不妊治療費の助成における所得の制限を撤廃した。 令和3年4月1日より、一般不妊治療費の助成における所得の制限を撤廃した。